



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等について

平成27年11月

農林水産省

食料産業局
バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

● 食品リサイクル法の概要

(平成12年法律第116号〔平成19年12月改正法施行後の内容〕)

○趣 旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

○主務大臣による基本方針の策定

- 再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

【我が国全体での業種別の再生利用等実施率目標】

食品製造業 (95%) 食品卸売業 (70%) 食品小売業 (55%) 外食産業 (50%)

○関係者の役割

食品関連事業者 (製造、流通、外食等)

発生抑制、減量、再生利用等

消費者等

発生抑制、再生利用製品の使用

国・地方公共団体

再生利用の促進、施策実施

○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示 (省令)
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準 ・個々の事業者毎の取組目標の設定 ・発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務 (発生量が年間100トン以上の者)
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例 (食品リサイクル・ループ) の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金 (取組が著しく不十分な場合)



環境負荷の低減及び資源の有効利用の促進

● 食品リサイクル法の施行状況の点検

- 食品リサイクル法の前回改正から5年が経過していることを踏まえ、平成25年3月から、環境省と農水省の合同委員会において施行状況の点検等を開始。関係者からヒアリング等を行い、平成26年6月にとりまとめ。
- 平成27年春のパブリックコメントを経て、同年7月に基本方針策定及び関係省令改正。

■ 環境省・農水省合同委員会のメンバー(25名)

(平成27年3月12日現在)

(敬称略・五十音順)

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会食品リサイクル小委員会	
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
石島 和美	農事組合法人百姓倶楽部代表理事
牛久保 明邦	東京情報大学学長
片山 裕司	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長(株式会社ローソン支社サポート本部副本部長兼省エネ・環境推進部部長)
加藤 一隆	一般社団法人日本フードサービス協会顧問・理事
鹿股 憲一	有限会社プライビック参与
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
杉田 昭義	杉田建材株式会社常務取締役
杉山 涼子	富士常葉大学社会環境学部教授
田中 太郎	日経BP社日経ビジネス編集長
塚本 稔	京都市副市長
八村 幸一	鹿島建設株式会社環境本部 プロジェクト開発グループ長
日吉 栄一	日本水産株式会社 環境オフィス 担当部長
百瀬 則子	日本チェーンストア協会環境委員会委員(ユニー株式会社業務本部環境社会貢献部部長)

中央環境審議会 循環型社会部会食品リサイクル専門委員会	
五十嵐 和代	一般社団法人日本環境保全協会理事
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
大伏 和之	千葉大学大学院園芸学研究科教授
上野 正三	全国市長会(北海道北広島市長)
片山 裕司	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
加藤 一隆	一般社団法人日本フードサービス協会顧問・理事
川島 博之	東京大学大学院農学生命科学研究科助教
酒井 伸一	京都大学環境科学センター長・教授
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議専務理事
白石 勝也	全国町村会(愛媛県松前町長)
橋本 光男	全国知事会事務総長
日吉 栄一	日本水産株式会社 環境オフィス 担当部長
堀尾 正毅	龍谷大学政策学部教授
百瀬 則子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
山田 久	一般社団法人全国清掃事業連合会専務理事

これまでの開催状況

- ・ 第1回 H25. 3. 28 食り法の施行状況等
- ・ 第2回～第5回 関係者ヒアリング
- ・ 第6回 H25. 6. 14 論点整理
- ・ 第7回 H25. 7. 31 論点整理
- ・ 第8回 H26. 2. 13 個別論点の検討① (H26. 10. 14 食料産業部会)
- ・ 第9回 H26. 3. 31 個別論点の検討②
- ・ 第10回 H26. 6. 11 とりまとめ(素案)
- ・ 第11回 H26. 6. 30 とりまとめ(案) (H27. 3. 26 食料産業部会(答申))
- ・ 第12回 H27. 2. 19 基本方針等の検討
- ・ 第13回 H27. 3. 12 基本方針等の検討

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等について

- 食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね5年ごとに基本方針を策定。平成27年7月に新たな基本方針を策定するとともに、基本方針に基づく施策を展開するため、関係省令・告示を改正。

【新たな基本方針のポイント】

【省令改正等の概要】

【全体の課題】

・食料資源の有効利用、環境への負荷を低減するという観点から、食品ロス削減、リサイクル等に取り組むことが必要。

【個別の課題】

・食品ロスの発生の実態把握が不十分
・食品流通段階では、納品期限や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習など様々な要因により食品ロスが発生。

・小規模な事業者が多数、分散して存在する食品流通の川下のリサイクルを加速化させるため、地域における食品廃棄物等の発生状況の把握が必要。
・食品廃棄物等の分別にコストがかかること、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、再生利用施設の不足を含め需給のマッチング等がより困難であること等。
・登録再生利用事業者は、優良な事業者として再生利用の円滑な実施に貢献する一方、重大な生活環境保全上の支障を生じさせる等不適正な事案が発生。

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

・食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用等を実施。
・食品循環資源の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

・再生利用等実施率目標(平成31年度まで)
食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%

3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【発生抑制】
・国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、食品ロスの削減にかかる取組を数値化すること等により国民に対して実施を働きかけ。
・フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

【再生利用等】
・食品廃棄物等多量発生事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。
・地域における再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進。
・関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成を促進。
・登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準を追加するとともに、登録再生利用事業者への指導・監督を強化。

＜食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の改正＞

・再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化。
・食品関連事業者が自ら飼料を製造する際に遵守する基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく基準及び規格に適合させることを追加。

＜平成24年度の食品ロスの量の公表＞

農林水産省が事業系の食品ロスを、環境省が家庭系の食品ロスを公表。
※ 事業系331万トン、家庭系312万トン
計642万トン

＜食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の改正＞

都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量の報告を新たに追加するとともに、事業者の事務負担を考慮し、過去の当該報告を通じて把握が可能な項目等の合理化を実施。

＜再生利用事業を行う者の登録に関する省令の改正＞

登録に当たり、これまでの再生利用製品の製造・販売の実績を考慮するよう登録基準の要件を強化。

● 食品廃棄物等の発生抑制目標値

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であることから食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。
- 平成26年4月から26業種を対象に本格展開。
- 平成27年8月以降に5業種を追加して設定。

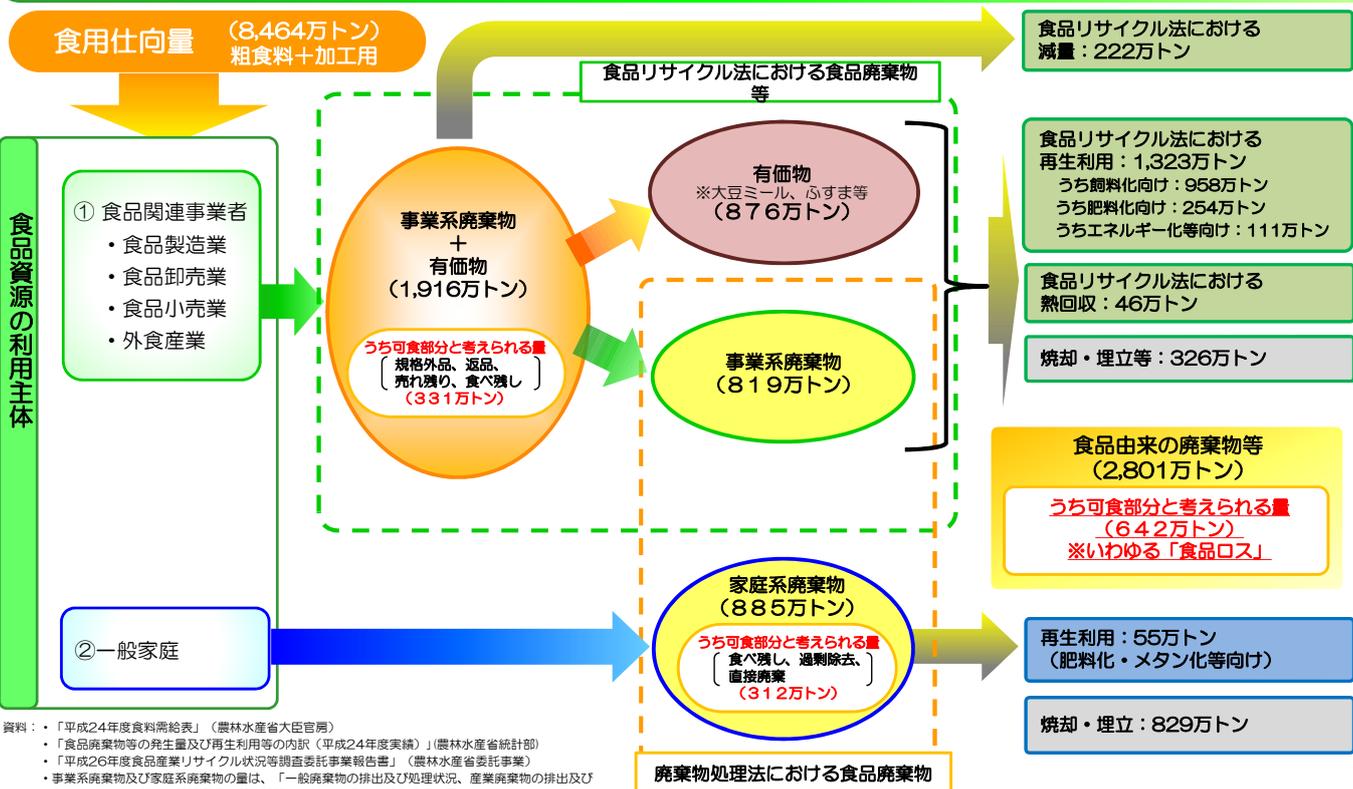
■ 発生抑制の目標値【目標値の期間 5年(平成26年4月1日～平成31年3月31日)】

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	184kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
野菜漬物製造業	668kg/百万円	各種食料品小売業	65.6kg/百万円	旅館業	0.777kg/人
味噌製造業	191kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円		
しょうゆ製造業	895kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		
ソース製造業	59.8kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円		
パン製造業	194kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円		
麺類製造業	270kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円		
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円		
冷凍調理食品製造業	363kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円		

■ 新たに追加された発生抑制の目標値 (平成27年8月1日～平成32年3月31日)

業種	基準発生原単位
その他の畜産食料品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円

● 食品廃棄物等の利用状況等 (平成24年度推計) <概念図>



資料: ・「平成24年度食料需給表」(農林水産省大臣官庁)
 ・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成24年度実績)」(農林水産省統計部)
 ・「平成26年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業報告書」(農林水産省委託事業)
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
 ・「平成26年度食品循環資源に関する実施状況調査等業務報告書」(環境省調査)
 注: ・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 ・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

● 国連・G20における食品廃棄削減の動き

- 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食品廃棄削減の目標を設定。
- G20においても、アンタルヤ・サミットにおいて、食料の損失・廃棄の削減の内容を含む行動計画を発表。

○国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)

(1)概要

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標。本年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。

(2)構成

①序文、②政治宣言、③持続可能な開発目標(SDGs:17のゴールと169のターゲット)、④実施手段(MOI)、⑤フォローアップ・レビュー

(3)ターゲット12.3(食品廃棄削減)

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

○食料安全保障と持続可能なフードシステムに関するG20行動計画(平成27年11月)における食料の損失・廃棄の削減部分のポイント

- ・我々は、世界的に食料の損失・廃棄を削減することにコミットする。
- ・我々は、食料の損失・廃棄の測定及び削減における情報と経験を共有するため、既存のプラットフォームを基礎にし、G20のメンバー国と低所得開発途上国(LIDCs)の双方に関係する、技術的プラットフォーム創設の決定を歓迎するとともに、可及的速やかな関連国際機関による効果的運用を要求する。

○平成27年度農林水産省委託調査(海外における食品廃棄物等の発生状況及び再生利用等実施状況調査)

アメリカ、欧州連合、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国等を対象に、食品廃棄物の削減に関する計画、食品廃棄物の削減を促進するための施策、食品廃棄物等の発生量及び再生利用の量について調査・分析を行う。

食品リサイクル促進等総合対策事業

【96（111）百万円】

対策のポイント

製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を促進します。

<背景／課題>

- ・我が国の食品産業においては、年間1,916万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が331万トン発生していると推計されています。また、食品産業全体では、食品廃棄物の再生利用等実施率が85%に達するものの、食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品小売業や外食産業では再生利用等実施率が低迷しています。
- ・世界で約8億人の人々が栄養不足状態にある中、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクル推進は喫緊の課題となっています。

政策目標

食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成
(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開

26（36）百万円

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組について、その効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者による食品ロス削減の実践を促す取組やフードバンク活動^{*1}を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援します。

※1 フードバンク活動とは、包装の印字ミスなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 6府省（内閣府、消費者庁、文科省、農水省、経産省、環境省）
 - ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

31（33）百万円

食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液^{*2}の肥料利用を行うための取組を支援します。

また、収集運搬の効率化や新たな技術の導入等による再生利用、減量の効果等を分析・整理し、普及する取組を支援します。

※2 メタン発酵消化液とは、有機物をメタン発酵処理し、バイオガスをとった後に残る肥料成分を多く含む液体

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

食料産業局バイオマス循環資源課

(03-6744-2066)

現状と課題

- 食品産業における「食品ロス」は年間331万トン発生
- 食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品流通の川下では再生利用等実施率が低迷

食品リサイクル法に基づく
新たな基本方針を策定
(平成27年7月)



新たに以下の取組を拡充

対応

- 新たな基本方針を踏まえ、
- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組を促進
 - リサイクルが低迷している外食産業における食品廃棄物の再生利用の取組等を促進

食品産業における食品ロス削減の促進

事業内容

商慣習の見直し等により廃棄コストが軽減された取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

具体的内容

【分析・整理の内容】

- ・コスト削減効果、追加コスト発生等のメリット・デメリット
- ・商慣習の見直しに向けた関係者との調整の際のポイント等

【普及の手法】

- ・整理した内容を実践的なモデルとし、セミナー等を通じて事業者に広く普及



食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

事業内容

収集運搬の効率化や新たな技術の導入等により再生利用、減量に効果があつた取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

具体的内容

【分析・整理の内容】

- ・取組を行ったことによるコスト削減効果
- ・再生利用事業者、農業者といったリサイクル関係者との調整の際の留意点等



【普及の手法】

- ・整理した内容を取りまとめ食品リサイクルマニュアルを作成
- ・外食事業者向けのセミナー等を開催し、作成した食品リサイクルマニュアルを普及



事業者自身による主体的な取組を促進し、食品産業の体質強化へつなげる